

## 自動積立定期預金規定

### 1. (預金の預入れ)

- (1) この預金は、毎月1回口座振替の方法により「積立定期預金」としてスーパー定期預金にて預入れるものとします。なお、口座振替の方法以外でも「積立定期預金」として、または「自動継続定期預金」として預入れができます。
- (2) この預金の預入れは、1口100円以上（ただし自動積立定期預金“ひろがり21”の場合には、1口1000円以上）とします。口座振替による預入れ以外のときは、必ず通帳を持参してください。
- (3) 現金自動預入支払機による預入れについては、1口あたりの預入れの金額は株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）の定めた金額の範囲内とします。
- (4) この預金は、口座開設店のほか、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。ただし、口座振替による預入れおよび自動継続大口定期預金の預入れは、口座開設店のみで取扱います。
- (5) この預金の預入れ口数は、当行が定めた口数を限度とします。

### 2. (口座振替による預入れ)

- (1) 口座振替による預入れについては、振替日、振替金額、引落指定預金口座等は別に提出された当行所定の口座振替依頼書に記載のとおりとし、その取扱は次によります。
  - ① 振替日には引落指定預金口座から指定金額を自動的に引落とし、振替預入します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳および普通預金払戻請求書または小切手の提出は必要ありません。
  - ② 振替日当日が当行休業日の場合には、翌営業日を振替日とします。
- (2) 振替日に次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の口座振替は行いません。
  - ① 引落指定預金口座の残高が振替金額に満たないとき。ただし、引落指定預金口座が総合口座で、自動積立定期預金申込書で指定を受けた「口座振替による引落条件」にて「総合口座の貸越限度まで」とされた場合は、振替後のお預り残高が零未満になるときでも総合口座取引規定に定める貸越限度額まで口座振替を行います。
  - ② この預金口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、振替によってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (3) 振替日、振替金額、引落指定預金口座等を変更する場合ならびに口座振替のとりやめをする場合には、あらかじめ当行所定の手続きにより届出てください。

### 3. (満期日)

- (1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき毎年の一定の月および日（以下「目標日」といいます。）を指定してください。なお、事業資金積立プラン“はんえい”の場合、指定された月日とその半年後の応当日を目標日とします。口座開設日より9か月以上先の月日を指定された場合には、その月日より半年手前の応当日を最初に到来する目標日とします。また、積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、口座開設月の翌月25日を目標日とします。
- (2) 「積立定期預金」は、その預入日から最初に到来する目標日を満期日とするスーパー定期預金としてお預かりします。ただし、預入日から目標日までの期間が3か月に満たないときは、最初に到来する目標日の1年後（事業資金積立プラン”はんえい”の場合には、半年後）の目標日を満期日とします。

#### 4. (「積立定期預金」のとりまとめ)

目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これをとりまとめ、その元利金の合計額を預入額とする1口の3年期日指定定期預金(ただし、預入額が300万円以上の場合には、3年スーパー定期預金)、または1年スーパー定期預金(事業資金積立プラン“はんえい”の場合には、6か月スーパー定期預金)として自動的に継続するとともに、以降、自動継続定期預金として取扱います。

ただし、積立個人年金プラン“ねんきん”、自動積立定期預金“ひろがり21”の場合は、次のとおりとします。

(1) 積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は次のとおり取扱います。

① 目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、別に提出された『自動積立定期預金「ねんきん」満期元利金口座振替依頼書』の内容にもとづき、自動解約し、その元利金のうち保険料相当額(以下「所定の金額」といいます。)を振替指定口座(普通預金)に入金し、残額は振替指定口座(定期預金)に総合口座の定期預金として預入します。

② 自動解約した「積立定期預金」の元利金が所定の金額に満たない場合、またはその元利金から所定の金額を控除した金額が10,000円未満となる場合は、その元利金全額を振替指定口座(普通預金)へ入金し、振替指定口座(定期預金)へは預入しません。

③ 自動解約した「積立定期預金」の元利金から所定の金額を控除した残額を預入する振替指定口座(定期預金)が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、その残額の預入によりその非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、振替指定口座(定期預金)へ預入することなく、所定の金額とともにすべて振替指定口座(普通預金)へ入金します。

(2) 自動積立定期預金“ひろがり21”の場合、目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、自動積立定期預金申込書の「ひろがり21おまとめ内容」欄に指定された内容にもとづき次のとおり取扱います。

① おまとめ定期作成型を指定された場合

目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これをとりまとめ、その元利金の合計額を預入額としてあらかじめ指定された次のいずれか1口の定期預金として自動的に継続するとともに、以降、自動継続定期預金として取扱います。

A. 3年期日指定定期預金

ただし、預入額が300万円以上の場合には、3年スーパー定期預金とします。

B. 6か月スーパー定期預金

C. 1年スーパー定期預金

D. 3年スーパー定期預金

② 自動解約型を指定された場合

目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これをとりまとめ、目標日に自動解約します。自動解約した元利金は、自動解約入金指定口座(普通預金または当座預金)へ入金します。

#### 5. (「積立定期預金」の利息)

(1) 「積立定期預金」の利息は、おまとめ定期作成日または解約日にスーパー定期預金規定により支払います。

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入される預金から

適用します。

- (3) とりまとめを中止したときの利息（積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、自動解約を中止したときの利息）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

6.（「自動継続定期預金」の支払時期、利息等）

3年期日指定定期預金等の「自動継続定期預金」の支払時期、利息等については、各定期預金規定によります。

7.（障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用口座）

この預金口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、利息の組入れによりその非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、利息は元金に組入れることなく、定期預金申込書または口座振替依頼書に記載の振替指定預金口座に入金します。

8.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに口座開設店に提出してください。なお、個人の預金者で元金300万円以下の場合は口座開設店以外の当行国内本支店にもお申し出いただくことができます。

- (3) 「積立定期預金」の解約については、解約する預金を指定せずに「積立定期預金」の預金残高の一部に相当する金額で払戻すことができます。

この場合、お預入れの預金1口ごとの払戻累計額が当行所定の払戻請求書記載の金額に達するまで、払戻の直前にお預入れの預金より遡る順序にて解約します。

なお、この解約の際、最後に解約する預金の金額によっては、実際の払戻額が払戻請求書記載の金額を超える場合があります。

- (4) 前2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

9.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、自動継続期日指定定期預金規定またはスーパー定期預金規定により取扱います。

以 上  
(2020年4月1日現在)